

国の行政機関向け通報対応ガイドライン（外部の労働者等からの通報）新旧対照表

新	旧	改正の趣旨
<p><b>公益通報者保護法を踏まえた国の行政機関の通報処理対応に関するガイドライン</b> （外部の労働者等からの通報）</p> <p>平成 17 年 7 月 19 日 関係省庁申合せ 平成 23 年 3 月 18 日一部改正 平成 26 年 6 月 23 日一部改正 <b>平成 29 年 3 月 21 日一部改正</b></p>	<p>国の行政機関の通報処理ガイドライン （外部の労働者からの通報）</p> <p>平成 17 年 7 月 19 日 関係省庁申合せ 平成 23 年 3 月 18 日一部改正 平成 26 年 6 月 23 日一部改正</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本ガイドラインは、公益通報者保護法（以下「法」という。）を踏まえて、外部の労働者等からの通報への適切な対応を促進するためのものである旨を明確にしました。</li> <li>「公益通報者保護制度に関する実効性の向上に関する検討会」（以下「検討会」という。）において、各行政機関が通報事案に対してより誠実かつ丁寧に対応することを促す観点から、「通報処理」という言葉の使い方を見直すべきである旨の意見（検討会第 5 回議事録 P20 参照）があったことを踏まえ、「処理」を「対応」としました（以下「処理」という用語を変更している箇所について同旨）。</li> </ul>
<p><b>1. 本ガイドラインの意義及び目的</b></p> <p><u>本ガイドラインは、公益通報者保護法（平成 16 年法律第 122 号。以下「法」という。）の施行に伴いを踏まえ、国の行政機関が外部の労働者等からの通報に対応する仕組みを整備し、これを適切に運用することは、事業者に対する行政の監督機能の強化並びにそれを契機とした事業者における内部通報制度の整備及び改善に向</u></p>	<p><b>1. 本ガイドラインの目的</b></p> <p>本ガイドラインは、公益通報者保護法（平成 16 年法律第 122 号。以下「法」という。）の施行に伴い、国の行政機関において、外部の労働者からの法に基づく公益通報を適切に処理するため、各行政機関が取り組むべき基本的事項を定めることにより、公益通報者の保護を図るとともに、事業者の法令遵守（コンプライアンス）を</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>通報を受けた行政機関において不適切な対応がなされた事案が認められるなど、行政機関における公益通報者保護制度の適切な運用を図ることが重要な課題となっているとの検討会の指摘（検討会最終報告書（以下</li> </ul>

<p><u>けた自主的な取組の促進に寄与するなど、事業者の法令遵守の確保につながるものである。</u></p> <p><u>また、外部の労働者等からの通報を積極的に活用した情報の早期把握を通じて、国の行政機関が適切な法執行を行っていくことは、国民生活の安定及び社会経済の健全な発展にも資するものである。</u></p> <p><u>本ガイドラインは、以上の意義を踏まえて、国の行政機関において、外部の労働者等からの法に基づく公益通報及びその他の法令違反等に関する通報を適切に処理する取り扱うため、各行政機関が取り組むべき基本的事項を定めることにより、公益通報者の保護を図るとともに、事業者の法令遵守（コンプライアンス）を推進することを目的とする。</u></p>	<p>推進することを目的とする。</p>	<p>「最終報告書」という。）P26～27 参照）を踏まえ、各行政機関において外部の労働者等からの通報に対応するための仕組みを適切に整備・運用することの意義・重要性を明確にしました。</p>
<p><b>2. 通報処理対応の在り方</b></p> <p><b>(1) 通報処理対応の仕組みの整備及び運用</b></p> <p>① 各行政機関は、<u>通報者外部の労働者等からの通報事案への対応を、通報に関する秘密保持及び個人情報の保護に留意しつつ、迅速かつ適切に、通報を処理行うため、その幹部を責任者とし、部署間横断的に通報に対応する仕組みを整備し、これを適切に運用する。</u></p>	<p><b>2. 通報処理の在り方</b></p> <p>(1) 通報処理の仕組みの整備</p> <p>① 各行政機関は、通報者の秘密保持及び個人情報の保護に留意しつつ、迅速かつ適切に、通報を処理する仕組みを整備する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・迅速かつ適切な通報対応を担保するため、通報対応の仕組みの整備のみならず、それを適切に運用する必要性についても明確にしました。</li> <li>・行政機関が通報に係る秘密等を漏えいすることにより通報者が不利益を被る事案（最終報告書P26 脚注参照）が発生したことを受けて、検討会において通報に係る秘密及び個人情報の漏えい等の防止を更に徹底する必要性が指摘された（最終報告書P27、35 参照）ことを踏まえ、秘密</li> </ul>

<p>② 各行政機関は、通報<u>処理対応</u>の仕組みについて、内部規程を作成し公表する。</p> <p>③ <u>地方支分部局等を置いている行政機関にあっては、当該通報対応の仕組みの下で、各地方支分部局等においても適切に通報対応を行うための周知、体制整備その他必要な措置を講じる。</u></p>	<p>② 各行政機関は、通報処理の仕組みについて、内部規程を作成し公表する。</p> <p>(新設)</p>	<p>保持義務の対象を、通報者の秘密のみならず、通報に関する秘密全般にまで広げることとしました(以下「通報者」を「通報」に変更した箇所について同旨)。</p> <p>(※これにより、例えば、通報事案の調査が通報を端緒としたものであること等についても秘密にすることが求められます。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現行の内部の職員等からの通報に関するガイドラインに、幹部を責任者とし、部署間横断的に通報に対応する仕組みを整備する必要性について明記されているところ、外部の労働者等からの通報への対応をより適切に行う上でも必要な措置と考えられることから修文を行いました。</li> <li>・ 通報対応の仕組みが地方支分部局等に十分周知されていなかったことにより、不適切な通報対応がなされた事案が認められたことを踏まえ、各地方支分部局等においても適切な通報対応を行うための周知、体制</li> </ul>
---	--	---

		整備等の必要な措置を講じるべき旨を明確にしました。
<p>(2) 通報受付窓口の設置</p> <p>① 各行政機関は、<u>外部の労働者等</u>からの通報を受け付ける窓口（以下「通報窓口」という。）及び通報に関連する相談に応じる窓口を、<u>通報者及び相談者（以下「通報者等」という。）</u>に明確になるよう設置する。</p> <p>② 通報を受け付ける部局と通報に基づく調査や法令に基づく措置をとる部局等が異なるときは、通報者との連絡が円滑に行われるような措置をとる。</p>	<p>(2) 通報受付窓口の設置</p> <p>① 各行政機関は、労働者からの通報を受け付ける窓口（以下「通報窓口」という。）及び通報に関連する相談に応じる窓口を通報者及び相談者に明確になるよう設置する。</p> <p>② 通報を受け付ける部局と通報に基づく調査や法令に基づく措置をとる部局等が異なるときは、通報者との連絡が円滑に行われるような措置をとる。</p>	
<p>(3) <u>担当者の配置及び育成</u></p> <p><u>各行政機関は、当該行政機関の関係する部局に、通報対応に必要な適性及び能力を有する担当者を配置（当該部局の職員を担当者として指定することを含む。）し、所要の知識及び技能の向上を図るための教育、研修等を十分に行う。</u></p>	(新設)	<p>・通報制度の適切な運用を図るためには、それを担う通報取扱担当者等の役割が重要であり、行政職員の通報対応スキルの確保・向上が必要であるとの検討会の指摘（最終報告書P32参照）を踏まえ、必要な適正・能力を有する担当者の配置、教育・研修の実施の必要性を明確にしました。</p>
<p>(4) <u>秘密保持及び個人情報保護の徹底、<del>利益相反関係の排除</del></u></p> <p>① <u>通報又は相談への処理対応</u>に関与した者（<u>通報又は相談への対応に付随する職務等を通じて、通報又</u></p>	<p>(3) 秘密保持及び個人情報保護の徹底、利益相反関係の排除</p> <p>① 通報又は相談の処理に関与した者は、通報又は相談に関する秘密を漏らしてはならない。</p>	<p>・通報又は相談に関する秘密保持及び個人情報保護の徹底を図るため、守</p>

は相談に関する秘密を知り得た者を含む。以下同じ。)は、通報又は相談に関する秘密を漏らしてはならない。

② 通報又は相談への処理対応に関与した者は、知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

③ 各行政機関は、通報又は相談に関する秘密保持及び個人情報保護の徹底を図るため、通報対応の各段階（3. に規定するもののほか、相談及び通報対応終了後の段階を含む。以下同じ。）において遵守すべき事項をあらかじめ取り決めて、通報又は相談への対応に関与する者に対して十分に周知するものとする。この場合、以下に掲げる事項については、特に十分な措置を講じるものとする。

ア. 情報を共有する範囲及び共有する情報の範囲を必要最小限に限定すること

イ. 通報者等の特定につながり得る情報（通報者等の氏名、所属等の個人情報のほか、調査が通報を端緒としたものであること、通報者等しか知り得ない情報等を含む。以下同じ。）については、調査等の対象となる事業者に対して開示しないこと（通報対応を適切に行う上で真に必要な最小限の情報を、ウ. に規定する同意を取得して開示す

② 通報又は相談の処理に関与した者は、知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(新設)

秘義務を負う者については、通報又は相談への対応に係る直接の担当者のみならず、それに付随する職務等を通じて、通報又は相談に関する秘密を知り得た者も含まれる旨を明確にしました。

・通報に関する秘密保持及び個人情報の保護の徹底を図るため、通報対応の段階ごとに秘密保持及び個人情報の保護に関する留意事項を規定し、担当者等の注意を喚起することが必要である旨の検討会の指摘（最終報告書P35参照）を踏まえて、追加したものです。

なお、外部の労働者等からの通報を受けて、各行政機関が所要の調査等を行う場合、通報又は相談に関する秘密保持等を図るために遵守すべき事項については、各法令の規定や執行状況等を踏まえて具体的に検討することが適当であることから、本ガイドラインにおいては、調査等を行う際に共通して遵守すべき事項で

<p><u>る場合を除く。)</u></p> <p><u>ウ. 通報者等の特定につながり得る情報を、情報共有が許される範囲外に開示する場合には、通報者等の書面、電子メール等による明示の同意を取得すること</u></p> <p><u>エ. ウ. に規定する同意を取得する際には、開示する目的及び情報の範囲並びに当該情報を開示することによって生じ得る不利益について、明確に説明すること</u></p> <p><u>オ. 通報者等本人からの情報流出によって通報者等が特定されることを防ぐため、通報者等に対して、情報管理の重要性について十分に理解させること</u></p>		<p>あって、特に重要と考えられるものを列挙することとしました。</p>
<p><b>(5) 利益相反関係の排除</b></p> <p><u>① 各行政機関の職員は、自らが関係する通報事案への処理対応に関与してはならない。</u></p> <p><u>② 各行政機関は、通報対応の各段階において、通報事案への対応に関与する者が当該通報事案に利益相反関係を有していないかどうかを確認するものとする。</u></p>	<p>③ 各行政機関の職員は、自らが関係する通報事案の処理に関与してはならない。</p> <p>(新設)</p>	<p>・利益相反関係の排除を徹底するため、通報受付時や調査開始時に通報取扱担当者等の利益相反関係の有無のチェックを行なうことが必要である旨の検討会の指摘（最終報告書P28参照）を踏まえ明記するものです。</p>
<p><b>(4.6) 通報対象の範囲</b></p> <p>通報窓口においては、法第2条第3項に規定する通</p>	<p>(4) 通報対象の範囲</p> <p>通報窓口においては、法第2条第3項に規定する通</p>	<p>・通報対象事実に当たらない所管法令</p>

<p>報対象事実（以下「<u>通報対象事実</u>」という。）が生じ、又はまさに生じようとしている場合における<u>通報のほか、（８）に規定する</u>通報を受け付ける。</p>	<p>報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている場合における通報を受け付ける。</p>	<p>違反の事実についても、法第 10 条に準じて「必要な調査」、「適切な措置」をとることを明確化すべきとの検討会の指摘（最終報告書 P29 参照）を踏まえ、後掲の 2.（8）に定める「公益通報以外の通報」が通報対象の範囲に含まれることを明確にしました。</p>
<p><b>(<del>5</del>-7) 通報者の範囲</b>        通報窓口では、通報対象事実<u>又はその他の法令違反等の事実</u>に関する事業者には雇用されている労働者、当該事業者を派遣先とする派遣労働者及び当該事業者の取引先の労働者<u>のほか、当該事業者の法令遵守を確保する上で必要と認められるその他の者</u>からの通報を受け付ける。</p>	<p>(5) 通報者の範囲        通報窓口では、通報対象事実に関する事業者には雇用されている労働者、当該事業者を派遣先とする派遣労働者及び当該事業者の取引先の労働者からの通報を受け付ける。</p>	<p>・「公益通報以外の通報」についても、公益通報と同様に、適切に対応されるべきとの検討会の指摘（最終報告書 P29 参照）を踏まえ、退職者や役員、取引先事業者など、事業者による法令違反行為等を知り得る立場にある者からの通報についても、通報者の範囲に含まれ得るよう、所要の修正を行いました。</p>
<p><b>(<del>6</del>-8) 公益通報以外の通報の取扱い</b>        ① 各行政機関は、<u>労働者でない者から法に基づく公益通報以外</u>の通報であっても、<u>当該通報が、法第 2 条第 3 項以下に掲げる場合には、法に基づく公益通報に準ずる通報として、法第 10 条第 1 項に規定する必要な調査を行い、通報対象事実又はその他の法令違反の事実があると認めるときは、法令に基づく措置その他適切な措置をとるものとする。</u></p>	<p>(6) 公益通報以外の通報の取扱い        ① 各行政機関は、労働者でない者からの通報であっても、当該通報が、法第 2 条第 3 項に規定する通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を、当該通報対象事実について処分又は勧告等をする権限を有する行政機関に対し、法第 3 条第 2 号に掲げる要件を満たして通報するものである場合は、法第 10 条第 1 項に規定する必要な調査及び適当な</p>	<p>・法に基づく公益通報以外の通報についても、必要性の高いものについては法第 10 条に規定する「必要な調査」及び「適切な措置」をとることが必要とする検討会の指摘（最終報告書 P29 参照）を踏まえ、ア. 単に労働者要件を欠くだけの通</p>



<p><u>ア. (7)に掲げる事業者の法令遵守を確保する上で必要と認められるその他の者が、通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を、当該通報対象事実について処分又は勧告等をする権限を有する行政機関に対し、法第3条第2号に掲げる要件(以下「<u>真実相当性の要件</u>」という。)を満たして通報するものである場合は、<del>法第10条第1項に規定する必要な調査及び適当な措置をとるよう努める。</del></u></p> <p><u>イ. (7)に掲げる者が、通報対象事実以外の法令違反の事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を、当該法令違反の事実について処分又は勧告等をする権限を有する行政機関に対し、<u>真実相当性の要件を満たして通報するものである場合</u></u></p> <p>② ①のほか、各行政機関は、法令遵守を図るため、法に基づく公益通報以外の通報を受け付けることができる。この場合において、通報対象となる事実や通報者の範囲、通報<u>処理対応</u>手続その他必要な事項については、<u>法及び本ガイドラインの趣旨を踏まえ</u>、各行政機関が別に定める。</p>	<p>措置をとるよう努める。</p> <p>② ①のほか、各行政機関は、法令遵守を図るため、法に基づく公益通報以外の通報を受け付けることができる。この場合において、通報対象となる事実や通報者の範囲、通報処理手続その他必要な事項については、各行政機関が別に定める。</p>	<p>報</p> <p>イ. 通報対象事実以外の所管法令違反に関する事実についての通報のそれぞれについて、公益通報に準ずる通報として、「必要な調査」及び「適当な措置」をとる必要がある旨を明確にしたものです。</p> <p>・適切な通報対応を確保するため、各行政機関が公益通報以外の通報への対応手続等について個別に定める場合においても、法及び本ガイドラインの趣旨を踏まえる必要があることを明確にしました。</p>
<p><u>(9) 匿名による通報の取扱い</u></p> <p><u>各行政機関は、通報に関する秘密保持及び個人情報保護の徹底を図るとともに、通報対応の実効性を確保するため、匿名による通報についても、可能な限り、<u>実名による通報と同様の取扱いを行うよう努める。この場合、各行政機関は、通報者と通報窓口担当者との</u></u></p>	<p>(新設)</p>	<p>・法は、通報が実名であるか匿名であるかによる区別を行っておらず、匿名による通報であっても法に基づく公益通報等に該当し得ること、また、通報者が特定されることを恐れて通報を躊躇することにより、重大</p>



<p><u>間で、適切に情報の伝達を行い得る仕組みを整備するよう努める。</u></p>		<p>なりリスク情報の把握が遅れる事態を避けるためには、匿名の情報を受け付けることが必要であることを踏まえ、匿名による通報についても、可能な限り、実名による通報と同様の取扱いを行うよう努めるべき旨を明確にしました。</p> <p>なお、匿名による通報については、事実関係の確認等に際して、通報者と通報窓口担当者との間で双方向のやり取りを行うことが難しい場合が多いことから、メールやウェブ・フォーム等を活用して、通報者の氏名等を特定しない形で運用することや、通報の受付は第三者による外部窓口で行い、行政機関の担当者は通報者に関する個人情報を受け取らないこととするなど、匿名性を確保しつつ実効性のある通報対応を行い得る仕組みを整備するよう努める必要がある旨を注記しました。</p>
<p><b>3. 通報への処理対応</b></p> <p>(1) 通報の受付と教示</p> <p>① <u>通報者の各行政機関に通報があったときは、法及び本ガイドラインの趣旨を踏まえ、誠実かつ公正に通報に対応しなければならず、正当な理由なく通報の受付又は受理を拒んではならない。</u></p>	<p><b>3. 通報の処理</b></p> <p>(1) 通報の受付と教示 (新設)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通報を受けた行政機関において不適切な対応がなされた事案が認められる中、行政機関における通報への適切な対応の確保が重要な課題と</li> </ul>

<p>② <u>各行政機関において通報を受け付けたときは、通報に関する通報者の秘密保持及び個人情報の保護に留意しつつ、通報者の氏名及び連絡先並びに(匿名による通報の場合を除く。)、通報の内容となる事実等を把握するとともに、通報者の通報に関する秘密は保持されること及び、個人情報は保護されること、通報受付後の手続の流れ等を、通報者に対し説明する。ただし、通報者が説明を望まない場合、匿名による通報であるため通報者への説明が困難である場合その他やむを得ない理由がある場合はこの限りでない(以下、(1)③及び⑤、(2)④、(5)①及び②に規定する通知、(1)④に規定する教示、(3)に規定する教示及び資料の提供においても、同様とする。)</u></p> <p>③ <u>②において、書面、電子メール等、通報者が通報の到着を確認できない方法によって通報がなされた場合には、速やかに通報者に対して通報を受領した旨を通知するよう努める。</u></p>	<p>① 通報者の秘密保持及び個人情報の保護に留意しつつ、通報者の氏名及び連絡先並びに通報の内容となる事実を把握するとともに、通報者の秘密は保持されること及び個人情報は保護されることを通報者に対し説明する。</p> <p>(新設)</p>	<p>なっているとの検討会の指摘(最終報告書P26～27参照)を踏まえ、通報に対して誠実かつ公正に対応する必要があることや、正当な理由なく通報の受付や受理を拒んではならない旨を明確にしました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 通報取扱い時の留意点や適切な対応の在り方として、通報受付時に通報者に対し通報受付後の流れ等を説明すべきとの検討会の指摘(最終報告書P28参照)を踏まえ、その旨を明記するとともに、通報に関する秘密保持等を徹底する観点から、その例外となる場合について規定するものです。</li> <li>• 行政機関における通報対応の進捗状況の透明性を向上させるため、通報者への通知等のフィードバックの措置について具体化・充実化を図るべきとの検討会の指摘(最終報告書P29～30参照)を踏まえ、民間事業</li> </ul>
--	---	--

<p>④② 通報内容となる事実について、当該行政機関が権限を有しないときは、権限を有する行政機関を、通報者に対し、遅滞なく教示する。</p> <p>⑤③ <u>各行政機関において通報がなされたを受け付けた後は、法及び本ガイドラインの趣旨並びに当該行政機関の所管法令及び所掌事務を踏まえて当該通報に対応する必要性について十分に検討し、これを法に基づく公益通報又はそれに準ずる通報等として受理したときは受理した旨を、受理しないときは受理しない旨又は（情報提供として受け付ける旨を含む。）は受理しない旨及びその理由を、</u>通報者に対し、遅滞なく通知しなければならない。</p> <p>⑥ <u>⑤において、通報への対応の必要性について検討するに当たっては、真実相当性の要件が、通報内容を裏付ける内部資料、関係者による供述等の存在のみならず、通報者本人による供述内容の具体性、迫真性等によっても認められ得ることを十分に踏まえ、柔軟かつ適切に対応するものとする。</u></p> <p><u>また、通報が真実相当性の要件を満たしているか</u></p>	<p>② 通報内容となる事実について、当該行政機関が権限を有しないときは、権限を有する行政機関を、通報者に対し、遅滞なく教示する。</p> <p>③ 通報がなされた後、これを法に基づく公益通報として受理したときは受理した旨を、受理しないときは受理しない旨又は情報提供として受け付ける旨を、通報者に対し、遅滞なく通知しなければならない。</p> <p>(新設)</p>	<p>者向けガイドラインと同様に、通報を受領した旨を通知するよう努める必要がある旨を明記するものです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>行政機関における不適切な通報対応の例として、正当かつ十分な理由なく、又は法やガイドライン等の恣意的・硬直的な解釈に基づき通報を「不受理」とすることによるものが認められることから、形式的な要件によってではなく、実質的に通報対応の要否を判断していくべき旨を明確化するとともに、通報を受領しない場合には、その「理由」を通知すべき旨を明記しました。</li> <li>行政機関への通報を行うに際して、真実相当性を立証するためのハードルが高いことが通報者を委縮させたと考えられる例や、行政機関の側においても、真実相当性の要件を硬直的に解釈することにより、通報の放置など不適切な対応が行われている</li> </ul>
---	---	--

<p><u>どうか直ちに明らかでない場合においても、個人の生命、身体、財産その他の利益に重大な影響を及ぼす可能性が認められる場合には、同様に対応するものとする。</u></p>		<p>例が認められるところ、検討会ワーキング・グループにおいて、行政機関によるより適切な対応を促すため、真実相当性の要件の解釈や同要件を満たしているかどうか直ちに明らかでない場合の対応のあり方について明確化すべきとの指摘（最終報告書P126 参照）を踏まえ、明記するものです。</p>
<p><b>（２）調査の実施</b></p> <p>① <u>各行政機関において</u>通報を受理した後は、必要な調査を行う。</p> <p>② 調査の実施に当たっては、<u>通報者の通報に関する秘密を守る保持する</u>とともに、個人情報保護のため、通報者が特定されないよう十分に留意しつつ、遅滞なく、必要かつ相当と認められる方法で行う。</p> <p>③ <u>調査の方法、内容等の適正性を確保するとともに、調査の適切な進捗を図るため、通報対応の仕組みの整備及び運用に責任を有する幹部等が調査について適宜確認を行う等の方法により、通報事案を適切に管理する。</u></p>	<p><b>（２）調査の実施</b></p> <p>① 通報を受理した後は、必要な調査を行う。</p> <p>② 調査の実施に当たっては、通報者の秘密を守るとともに、個人情報保護のため、通報者が特定されないよう十分に留意しつつ、遅滞なく、必要かつ相当と認められる方法で行う。</p> <p>(新設)</p>	<p>・通報の放置や通報事案の不適切な調査等、行政機関による通報への不適切な対応を防止するための具体的な措置を講じるべきとの検討会の指摘（最終報告書P28～29 参照）を踏まえ、通報対応の仕組みの整備及び運用に責任を有する幹部等が通報事案を適切に管理し、調査の適正性を確</p>

<p>④ 適切な法執行の確保、<u>及び</u>利害関係人の営業秘密、信用、名誉<u>及び</u>、プライバシー等の<u>保護に留意</u> <u>し、支障がある場合を除き</u>、調査中は、調査の進捗状況について、通報者に対し、適宜通知するとともに、調査結果は可及的速やかに取りまとめ、その結果を、遅滞なく通知する<u>よう努める</u>。</p>	<p>③ 適切な法執行の確保、利害関係人の営業秘密、信用、名誉及びプライバシー等に留意しつつ、調査中は、調査の進捗状況について、通報者に対し、適宜通知するとともに、調査結果は可及的速やかに取りまとめ、その結果を、遅滞なく通知するよう努める。</p>	<p>保する必要性について明記するものです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政機関における通報対応の進捗状況の透明性を向上させるため、通報者への通知等のフィードバックの措置について具体化・充実化を図るべきとの検討会の指摘（最終報告書P 29～30 参照）を踏まえ、調査の進捗状況や調査結果について通知する必要がある旨を明確化する一方、各行政機関における法執行等の実態に応じた適切な通報対応が可能となるよう、「適切な法執行の確保及び利害関係人の営業秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がある場合を除き」と一定の留保事項を明記しました。</li> </ul>
<p>(3) 受理後の教示</p> <p>通報事案の受理後において、当該行政機関ではなく他の行政機関が処分又は勧告等をする権限を有することが明らかになったときは、権限を有する行政機関を、通報者に対し、遅滞なく教示する。この場合において、当該教示を行う行政機関は、<u>法執行上の問題適切な法執行の確保及び利害関係人の営業秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障</u>がない範囲において、自ら作成した当該通報事案に係る資料を通報者に</p>	<p>(3) 受理後の教示</p> <p>通報事案の受理後において、当該行政機関ではなく他の行政機関が処分又は勧告等をする権限を有することが明らかになったときは、権限を有する行政機関を、通報者に対し、遅滞なく教示する。この場合において、当該教示を行う行政機関は、法執行上の問題がない範囲において、自ら作成した当該通報事案に係る資料を通報者に提供する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通報事案に係る資料を通報者に提供する際の留保事項として、「法執行」に係る支障のみならず、「利害関係人の営業秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護」に係る支障についても明確にしました。</li> </ul>

<p>提供する。</p>		
<p>(4) 調査結果に基づく措置の実施</p> <p><u>各行政機関は、調査の結果、通報対象事実又はその他の法令違反等の事実</u>があると認めるときは、速やかに、法令に基づく措置その他<u>適切適当</u>な措置(以下「措置」という。)をとる。</p>	<p>(4) 調査結果に基づく措置の実施</p> <p>調査の結果、通報対象事実があると認めるときは、速やかに、法令に基づく措置その他適切な措置(以下「措置」という。)をとる。</p>	<p>・2.(8)①の記載との整合を図ったものです。</p>
<p>(5) 通報者への措置の通知</p> <p>① <u>当該行政各行政</u>機関が措置をとったときは、その内容を、適切な法執行の確保、<u>及び</u>利害関係人の営業秘密、信用、名誉<u>及び</u>、プライバシー等の<u>保護に留意しつつ支障がない範囲において</u>、通報者に対し、遅滞なく通知する<u>よう努める</u>。</p> <p>② 各行政機関は、通報の受理から<u>処理通報対応</u>の終了までの<u>標準処理に要する標準的な</u>期間を定め、又は必要と見込まれる期間を、通報者に対し、遅滞な</p>	<p>(5) 通報者への措置の通知</p> <p>① 当該行政機関が措置をとったときは、その内容を、適切な法執行の確保、利害関係人の営業秘密、信用、名誉及びプライバシー等に留意しつつ、通報者に対し、遅滞なく通知するよう努める。</p> <p>② 各行政機関は、通報の受理から処理の終了までの標準処理期間を定め、又は必要と見込まれる期間を、通報者に対し、遅滞なく通知するよう努める。</p>	<p>・行政機関における通報対応の進捗状況の透明性を向上させるため、通報者への通知等のフィードバックの措置について具体化・充実化を図るべきとの検討会の指摘(最終報告書P29~30参照)を踏まえ、行政機関がとった措置の内容について通知する必要がある旨を明確化する一方、各行政機関における法執行等の実態に応じた適切な通報対応が可能となるよう、「適切な法執行の確保及び利害関係人の営業秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がない範囲において」と一定の留保事項を明記しました。</p>

<p>く通知するよう努める。</p>		
<p><b><u>(6) 意見又は苦情への対応</u></b>  <u>各行政機関は、通報対応に関して通報者等から意見又は苦情の申出を受けたときは、迅速かつ適切に対応するよう努める。</u></p>	<p>(新設)</p>	<p>・各行政機関における迅速かつ適切な通報対応の確保を図るため、各行政機関が通報者からの通報対応に係る意見・苦情等の申出を受け付け、これに迅速かつ適切に対応することを促進すべきとの検討会の指摘（最終報告書P31 参照）を踏まえ、確認的に明記するものです。</p>
<p><b>4. 通報者等の保護</b>  <b><u>(1) 通報者等の保護</u></b>  各行政機関は、正当な理由なく、通報又は相談に関する秘密を漏らした職員及び知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用した職員に対し、懲戒処分その他適切な措置をとる。</p>	<p><b>4. 通報者等の保護</b>  各行政機関は、正当な理由なく、通報又は相談に関する秘密を漏らした職員及び知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用した職員に対し、懲戒処分その他適切な措置をとる。</p>	
<p><b><u>(2) 通報者のフォローアップ</u></b>  <u>各行政機関は、通報対応の終了後においても、通報者からの相談等に適切に対応するとともに、通報者が、通報したことを理由として、事業者から解雇その他不利益な取扱いを受けていることが明らかになった場合には、消費者庁の公益通報者保護制度相談ダイヤル等を紹介するなど、通報者保護に係る必要なフォローアップを行うよう努める。</u></p>	<p>(新設)</p>	<p>・通報制度に対する信頼性を確保し、その実効性の向上を図るためには、通報者へのフォローアップ等を効果的に行う仕組みの整備が必要であるとの検討会の指摘（最終報告書P11 参照）を踏まえ、外部の労働者等からの通報を受け付けた行政機関においても、通報者のフォローアップを行うよう努める必要がある旨を明記しました。</p>



<p><b>5. その他</b></p> <p>(1) <b>通報関連資料の管理</b></p> <p>各行政機関は、各通報事案への<u>処理対応</u>に係る記録及び関係資料について、適切な保存期間を定めた上で、<u>通報者の通報に関する</u>秘密保持及び個人情報の保護に留意して、適切な方法で管理しなければならない。</p>	<p><b>5. その他</b></p> <p>(1) 通報関連資料の管理</p> <p>各行政機関は、各通報事案の処理に係る記録及び関係資料について、適切な保存期間を定めた上で、通報者の秘密保持及び個人情報の保護に留意して、適切な方法で管理しなければならない。</p>	
<p>(2) <b>職員への周知</b></p> <p><u>各行政機関は、幹部職員等のリーダーシップの下、職員に対する定期的な研修の実施、説明会の開催その他適切な方法により、法及び本ガイドラインの内容、当該行政機関における通報対応の仕組み等について、全ての職員に対し、十分に周知する。</u></p>	<p>(新設)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政機関における通報制度の実効性を高めるため、幹部職員等のリーダーシップの下、全ての職員に対する制度の意義や仕組みの周知徹底を図るべき旨の検討会の指摘（最終報告書P32参照）を踏まえ、明記するものです。</li> </ul>
<p>(3) <b>事業者及び労働者等への周知等</b></p> <p>① <u>各行政機関は、当該行政機関の所管事業に係る事業者及び労働者等に対する広報の実施、説明会の開催その他適切な方法により、法及び「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン」（平成28年12月9日 消費者庁。以下「民間事業者向けガイドライン」という。）の内容並びに当該行政機関における通報窓口、通報対応の仕組み等について、周知するよう努める。</u></p>	<p>(新設)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>通報制度の意義や重要性に対する事業者や労働者等の認知度を高めることは、各行政機関による監督機能の強化や所管事業者内における自浄作用の向上等を通じて、法令遵守の確保に資するものであること、また、中小企業をはじめとする事業者や労働者等の制度への認知度を高めるためには、所管省庁や業界団体等を通じて周知等を行うべきとの消費者委員会の意見（「公益通報者保護制度に</li> </ul>

<p>② <u>各行政機関は、当該行政機関の契約の相手方又は補助金等の交付先（以下「相手方事業者」という。）における法令遵守及び不正防止を図るために必要と認められる場合（過去に不正が発生し同種の事案の再発防止の必要性が高い場合、事業者の専門性に大きく依存する事業など外部からの監督だけでは不正の発見が困難な場合、不正が発生すると個人の生命、身体、財産その他の利益が侵害されるおそれがある場合など。）には、相手方事業者に対して、民間事業者向けガイドラインに基づく取組の実施を求めることなどに努める。</u></p>	<p>(新設)</p>	<p>関する意見」(平成 25 年 7 月 23 日))を踏まえ、各行政機関においても制度の周知に努める必要性がある旨を明記するものです。</p> <p>・「消費者基本計画工程表」(平成 28 年 7 月消費者政策会議(会長 内閣総理大臣) 決定)で、『「公益通報者保護制度の実効性の向上に関する検討会」最終報告書を踏まえ、事業者の更なる取組を促進するため、(中略)インセンティブの導入(内部通報制度に係る認証制度、公共調達での評価)等を可及的速やかに実施する。』とされていることについての取組の一環として、各行政機関が公共調達や補助金等の交付を行うに際して、法令遵守の確保や不正防止等を図るために必要と認められる場合には、相手方事業者に民間事業者向けガイドラインを踏まえた取組を求める等により、法令遵守が促進されるよう努める旨を明記するものです。</p>
<p><b>(4) 協力義務等</b></p> <p>① 各行政機関及び職員は、本ガイドラインに定める通報について、他の行政機関その他公の機関から調査等の協力を求められたときは、正当な理由がある</p>	<p>(2) 協力義務</p> <p>① 各行政機関及び職員は、本ガイドラインに定める通報について、他の行政機関その他公の機関から調査等の協力を求められたときは、正当な理由がある</p>	

<p>場合を除き、必要な協力を行う。</p> <p>② 各行政機関は、通報対象事実<u>又はその他の法令違反の事実</u>に関し、処分又は勧告等をする権限を有する行政機関が複数ある場合においては、連携して調査を行い、<u>又は措置をとる</u>など、相互に緊密に連絡し協力する。</p> <p>③ <u>各行政機関は、所管法令に違反する事実について処分又は勧告等をする権限を他の行政機関に委任等をしている場合において、当該所管法令違反の事実に関する通報がなされたときは、通報に関する秘密保持及び個人情報の保護に留意しつつ、当該他の行政機関と通報及び通報への対応状況に関する情報を共有し、通報対応への助言を行うなど、適切な法執行を確保するために必要な協力、支援等（委任庁が受任庁に対して指揮監督権限を有する場合においては、当該権限の適切な行使も含む。）を行うものとする。</u></p>	<p>場合を除き、必要な協力を行う。</p> <p>② 各行政機関は、通報対象事実に関し、処分又は勧告等をする権限を有する行政機関が複数ある場合においては、連携して調査を行い、又は措置をとるなど、相互に緊密に連絡し協力する。</p> <p>(新設)</p>	<p>・行政機関による通報の放置等の不適切な対応を防止するため、処分等の権限の他機関への委任等により、現に当該所管法令違反の事実についても、処分等の権限を有しない場合についても、処分等の権限を有する受任庁等に対して通報事実を共有し、受任庁等が当該通報を既に受理している場合には、その対応状況を確認するなど、法第1条、法第10条、現行の外部通報ガイドライン1.の趣旨を踏まえた適切な対応をとることを明確化すべきとの検討会の指摘（最終報告書P29参照）を踏まえ、明記するものです。</p>
<p><b>(5) 通報対応の評価及び改善</b></p> <p>① <u>通報対応の仕組みの運用状況についての透明性を高めるとともに、客観的な評価を行うことを可能とするため、各行政機関は、通報に関する秘密保持</u></p>	<p>(新設)</p>	<p>・各行政機関の通報対応状況の透明性の向上を図り、通報に対する適切な対応を確保するため、例えば、通報</p>

<p><u>及び個人情報の保護並びに適切な法執行の確保及び利害関係人の営業秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がない範囲において、当該行政機関における通報対応の仕組みの運用状況に関する情報（例えば、通報受付件数、通報事案の概要、通報事案の調査結果の概要、調査の結果とった措置、調査対応状況の概要、通報対応に要した期間等）を、定期的に公表する。</u></p> <p><u>② 各行政機関は、通報対応の仕組みの運用状況について、職員及び中立的な第三者の意見等を踏まえて定期的に評価及び点検を行うとともに、他の行政機関による先進的な取組事例等も参考にした上で、通報対応の仕組みを継続的に改善するよう努める。</u></p>	<p>(新設)</p>	<p>受付件数や通報対応状況の概要等、必要と認められる事項を公表する仕組みを設けるべき旨の検討会の指摘（最終報告書P29～30参照）を踏まえ、通報に関する秘密保持等に支障のない範囲でこれらの事項を公表する必要がある旨を明記するものです。</p> <p>・通報制度の実効性を高めるためには、通報制度の整備・運用状況について、職員等や第三者の意見等を踏まえつつ、適切な点検を定期的に実施するとともに、その結果を踏まえた不断の改善を図ることが必要である旨の検討会の指摘（最終報告書P13参照）を踏まえ、通報制度の継続的な評価・改善に努める必要がある旨を明記したものです。</p>
<p><b>(6) 消費者庁の役割等</b></p> <p><u>① 消費者庁は、国の行政機関における通報対応の仕組みの適切な整備及び運用を図るため、又は個別の通報事案に対する適切な対応を確保するために必要があると認めるときは、通報に関する秘密保持及び個人情報の保護に留意しつつ、各行政機関に対し、資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。</u></p>	<p>(新設)</p>	<p>・通報に対する各行政機関の適切な対応を担保するため、今後、消費者庁が果たすべき役割を拡充することを求める検討会の指摘（最終報告書P30～31参照）を踏まえ、まずは現行の設置法で規定されている権限を確認的に記載することにより、通報対</p>

<p><u>② 消費者庁は、法の施行状況を把握するため、国の行政機関における通報窓口の設置及び運用状況、通報への対応状況、職員への研修の実施状況等について調査を行い、その結果を公表するものとする。</u></p>	<p>(新設)</p>	<p>応に関して、消費者庁が各行政機関に対して必要な協力を求めることができる旨を明確化したものです。</p> <p>(参考) 消費者庁及び消費者委員会設置法 (抄) (所掌事務)</p> <p>第四条 消費者庁は、(略) 次に掲げる事務 (略) をつかさどる。(略)</p> <p>二十二 公益通報者 (略) の保護に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること (略)</p> <p>(資料の提出要求等)</p> <p>第五条 長官は、消費者庁の所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。</p> <p>・通報に対する各行政機関の適切な対応を担保するため、消費者庁が各行政機関の通報対応状況等を調査・確認し、その結果を公表すること、また、各行政機関における担当者等への研修実施を促すため、消費者庁が各行政機関における研修の実施状況について調査し、その結果を公表すること等を求める検討会の指摘 (最終報告書 P32 参照) を踏まえ、消費者庁が毎年度実施している「行政機</p>
--	-------------	--

<p><u>③ 消費者庁は、通報対応の仕組みの適切な整備及び運用に関して、各行政機関の職員への周知、研修等並びに事業者及び労働者等への広報、説明会等を実施するとともに、各行政機関が当該行政機関の職員並びに所管事業に係る事業者及び労働者等に対して同様の取組を行うに際して、資料の提供、説明その他必要な協力を行うものとする。</u></p>	<p>(新設)</p>	<p>関における公益通報者保護法の施行状況調査」等を活用して、それらを行なっていく旨を確認的に記載するものです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各行政機関における通報制度の実効性を高めるためには、全ての職員等に対する制度の周知徹底を図ることが必要である旨の検討会の指摘（最終報告書P32参照）を踏まえ、消費者庁が、各行政機関職員への周知、研修や事業者、労働者等への広報、説明会等を実施するとともに、各行政機関が同様の取組を行う際には、必要に応じて、消費者庁が協力を行う旨を確認的に記載するものです。</li> </ul>
--	-------------	--